



### 微小粒子状物質(PM2.5)にご注意

PM2.5は大気中に浮遊する微小粒子で、健康への影響が懸念されています。県から注意喚起が発令されたら、不要不急の外出や、屋外での長時間の運動は控えましょう。

PM2.5注意喚起発令配信をご希望の場合は、県の「しらしがメール」に登録してください。詳しくは、県ホームページ(HP http://www.pref.shiga.lg.jp/)か、県民生活部情報政策課(☎528-3380)にお問い合わせください。

問 環境政策課(1階) ☎561-2341、FAX561-2479



### 国民年金 こんなときには届け出が必要です

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。届け出は、加入時だけでなく、被保険者種別の変更時にも必要です。届け出がない場合、年金額の減額や、受け取れなくなることがあります。手続きは、担当課でできます。必要書類などは、お問い合わせください。

- 厚生年金に加入していたが、退職したとき
- 配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたときなど

申・問 保険年金課(1階) ☎561-2367、FAX561-2480  
日本年金機構草津年金事務所国民年金課(西渋川一) ☎567-2220、FAX562-9638

### 県市町村交通災害共済見舞金請求

制度廃止に伴い、加入募集はありませんが、見舞金を請求する場合は、交通事故発生日から必ず2年以内に手続きしてください。

問 交通政策課(5階) ☎561-2343、FAX561-2487

### 点字新聞購読料の助成

市内在住の視覚障害者助成金 1世帯の年間購読料から6,000円を減じた額 ※年14,000円まで

問 3月1日(金)~15日(金)に、昨年4月~今年3月の点字新聞の領収書(原本)、身体障害者手帳、申請者名義の預金通帳(写)、印鑑を持って、直接

申・問 障害福祉課(1階) ☎561-2363、FAX561-2480

### 就学援助費給付制度

公立小・中学校か私立小・中学校の、就学に必要な学用品や学校給食などの経費の一部を援助する制度があります。対象になる人や申込方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

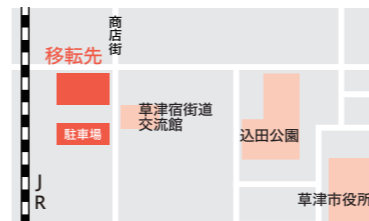
問 通学している学校(私立・国立小中学校は学校教育課へ) ☎561-2421、FAX561-2488  
問 学校教育課(6階) ☎561-2421、FAX561-2488



### 草津地域包括支援センター 4月1日(月)に移転

4月1日(月)から移転します。担当学区は、今までと同じ「草津・大路・渋川」です。

新住所 草津三丁目9-14 ☎561-8144、FAX561-9525



問 地域保健課(2階) ☎561-6865、FAX561-2482

### 結婚新生活を応援します!

結婚に伴う新生活の費用の一部を補助します。詳しくは、お問い合わせください。

締切 3月15日(金)



申・問 子ども子育て推進課(さわやか保健センター2階) ☎562-7882、FAX561-6780

### 安全・安心な水を届けます 水道水質検査計画

来年度の水質検査の測定地点や回数などを決めた水質検査計画は、給排水課(市役所2階)や、浄水場で閲覧できます。市ホームページにも掲載しています。

問 口クハ浄水場(追分南四) ☎563-3741、FAX564-9040  
北山田浄水場(北山田町) ☎562-1050、FAX562-5012



### 水道の閉栓連絡

引っ越しなどで水道を使用しなくなる場合は、2~3日前までに連絡してください。閉栓の連絡がなければ、使用してなくても基本料金がかかります。マンション・アパートなどの共同住宅に住んでいる人は、管理人や管理会社などに連絡してください。

問 水道お客様センター(2階) ☎561-2441、FAX561-2481

### 水道料金 一律10%還元中!

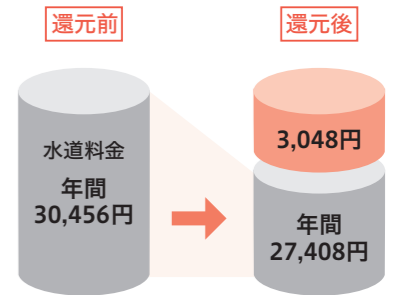
市では、水道事業会計の利益積立金を用いて、2022年3月検針分まで、水道料金の一律10%還元を行っています。

一般家庭では、水道メーターの口径20mmで、2カ月で40m<sup>3</sup>を使用した場合、2カ月で508円、年間で3,048円安くなります。

今後も、効率的な事業経営と、安全・安心でおいしく飲める水の安定供給に努めます。

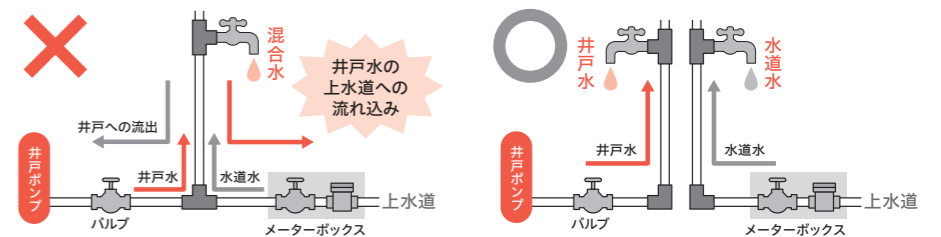
※下水道使用料の還元はありません

問 上下水道総務課(2階) ☎561-2440、FAX561-2481



### 安全で安心して水道を使うために クロスコネクションは禁止されています

クロスコネクション(誤接合)とは 「市の水道の給水装置」と「地下水など(井戸・雨水・再生水など)の管」が直接連結されている状態をいいます。



なぜ禁止されているの? 個人や無資格業者が給水装置を接合してしまうと、地下水や再生水の薬品などが水道管に流入したり、汚れた水が周辺の住宅の給水栓から流れ出て、悪臭や健康被害が生じたりすることがあります。また、水道水が井戸水の管へ多量に逆流して、請求金額が高額になります。

クロスコネクションを発見したとき 指定給水装置工事事業者へ連絡し、速やかに管を切り離してください。

問 上下水道総務課(2階) ☎561-6871、FAX561-2481  
給排水課(2階) ☎561-2443、FAX561-2481

## 地域から健幸を発信

健幸のまち草津をめざして

問 地域保健課(2階) ☎561-6865、FAX561-2482



▶ ALL 老上スポーツクラブの様子

地区担当から 保健師 磯部滯

**地元で気軽にできる健康づくり**

老上西学区では、地域の融和と健康づくりのため、昨年4月、老上学区と合同でALL老上スポーツクラブ(代表 本郷光秀さん)を設立しました。毎週土曜日の午前中に老上西小学校の体育館とグラウンドを開放し、「誰でも・世代を超えて・さまざまなおスポーツを楽しめる」場としています。

現在70人以上の登録があり、毎回約40人が参加しています。競技は、卓球やバドミントン、グラウンドゴルフ、バウンドテニス、スポーツ吹き矢など、多岐にわたります。

多くの人が気軽に体験できるように会員以外でも参加できる機会もあります。参加者からは、「毎週土曜日に参加するという目標ができて、それに向けて一週間頑張れる」「地元の身近な場所に参加でき、人との出会いが楽しみになっていく」といった声が聞かれ、健康づくりだけでなく、地域住民の交流の場にもなっています。

今後も、まちづくり協議会の支援を受け、スポーツを通して誰もが健康づくりができる場をめざします。

生活習慣病は、若いときから健康的な生活習慣を心掛けていれば予防につながります。運動は、体力づくりや生活習慣病の予防に効果的です。世代を問わず身近な場所、仲間と楽しみながら健康づくりに取り組んでみませんか。